

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	24 - 関東139 - 3	
【提出書類】	発行登録追補書類	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成25年3月8日	
【会社名】	三菱地所株式会社	
【英訳名】	Mitsubishi Estate Company, Limited	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 取締役社長 杉山 博孝	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	
【電話番号】	03(3287)5100	
【事務連絡者氏名】	経理部副長 塩田 勇一郎	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	
【電話番号】	03(3287)5296	
【事務連絡者氏名】	経理部副長 塩田 勇一郎	
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債	
【今回の募集金額】	第114回無担保社債（5年債）	15,000百万円
	第115回無担保社債（8年債）	15,000百万円
	計	30,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成24年8月3日
効力発生日	平成24年8月12日
有効期限	平成26年8月11日
発行登録番号	24 - 関東139
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 300,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
24 - 関東139 - 1	平成24年9月7日	20,000百万円		
24 - 関東139 - 2	平成24年12月5日	25,000百万円		
実績合計額（円）		45,000百万円 (45,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 255,000百万円
（255,000百万円）

（注）残額は券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

三菱地所株式会社横浜支店

(横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号)

三菱地所株式会社名古屋支店

(名古屋市中区栄二丁目3番1号)

三菱地所株式会社大阪支店

(大阪市北区天満橋一丁目8番30号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	三菱地所株式会社第114回無担保社債（担保提供制限等財務上特約無）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金15,000,000,000円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金15,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（%）	年0.187%
利払日	毎年3月15日および9月15日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれを付し、平成25年9月15日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月15日および9月15日の2回に各その日までの前半ケ年分を支払う。ただし、半ケ年に満たない利息を計算するときは、その半ケ年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は直前の銀行営業日にこれを繰上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息を付さない。ただし、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日から、現実に支払がなされた日または本項第(5)号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延利息を付するものとする。</p> <p>(4) 本社債の利息の支払期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または本項第(5)号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延利息を付するものとする。</p> <p>(5) 償還期日または利息の支払期日に弁済の提供がなされなかった場合、当社が本項第(3)号または第(4)号に基づく遅延利息を当該元本または未払利息に付して財務代理人に交付したときには、当社はその旨を公告する。</p> <p>2．利息の支払場所 別記（（注）10．「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成30年3月15日
償還の方法	<p>1．償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金については、平成30年3月15日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は直前の銀行営業日にこれを繰上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所 別記（（注）10．「元利金の支払」）記載のとおり。</p>

募集の方法	一般募集
申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年3月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成25年3月15日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債に担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保制限条項）	該当条項なし（従って本社債は他のすべての債権に対して劣後することがある）。
財務上の特約（その他の条項）	該当条項なし。

（注）1．信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付および取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

（1）ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

信用格付：A1（シングルAワン）（取得日 平成25年3月8日）

入手方法：ムーディーズのホームページ（<http://www.moodys.co.jp/>）の「信用格付事業」（http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx）の「プレスリリース」および同コーナー右上の「一覧」をクリックして表示される「プレスリリース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03 - 5408 - 4100

（2）株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

信用格付：AA（ダブルA）（取得日 平成25年3月8日）

入手方法：R&Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03 - 3276 - 3511

（3）スタンダード・プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

信用格付：A+（シングルAプラス）（取得日 平成25年3月8日）

入手方法：S&Pのホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（スタンダード・プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社）」（<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03 - 4550 - 8000

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる（もしくは保留される）ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2．社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

3．社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人

- (1) 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「財務代理人」という。)との間に平成25年3月8日付本社債財務代理契約証書(以下「財務代理契約証書」という。)を締結し、財務代理契約証書に定める本社債の財務代理事務を財務代理人に委託する。
- (2) 財務代理人は、財務代理人たる地位に基づき、社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係を有するものではなく、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わない。
- (3) 当社が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告し、公告した日から30日の経過期間を経てこれを行うことができる。
- (4) 本社債の社債権者が本社債の社債要項に基づき財務代理人に届け出または請求を行う場合には、財務代理人の本店に対してこれを行うものとする。
- (5) 当社は、その本店および財務代理人の本店に財務代理契約証書の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

5. 発行代理人および支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

6. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額についてただちに期限の利益を喪失する。
当社が別記「利息支払の方法」欄第1項記載の規定に違背し、支払期日の翌日から5銀行営業日以内にその履行をしないとき。
当社が本社債以外の社債または社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または期限(猶予期間がある時はその満了時)が到来してもその弁済をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りでない。
当社以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
ただし、当該保証債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りでない。
当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、もしくは特別清算開始の命令を受けたとき。
- (2) 本(注)6.第(1)号の規定により本社債についての期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を公告する。
- (3) 本(注)6.第(1)号 ないし の規定により本社債についての期限の利益を喪失した場合、当社は期限の利益を喪失した本社債の元金および遅延利息を財務代理人に交付し、ただちにその旨を公告する。
- (4) 期限の利益を喪失した本社債の元金は、ただちに支払われるものとする。
当該元本について、直前の利息支払期日の翌日から、現実に支払がなされた日または本(注)6.第(3)号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による経過利息を付するものとする。
ただし、期限の利益喪失日にただちに弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本および期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実に支払がなされた日または本(注)6.第(3)号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日(ただし、本(注)6.第(1)号の規定による場合は、現実に支払がなされた日)まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延利息を付するものとする。

7. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告によりこれを行うものとする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙にこれを掲載する。

8. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当る本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面（本（注）2.ただし書に基づき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券）を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (3) 本（注）8.第(1)号および第(2)号にともなう事務手続については、当社は財務代理人にその事務を委託する。
- (4) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (5) 本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。本（注）8.第(1)号ないし第(4)号の規定は、本（注）8.第(5)号の社債権者集会について準用する。

9. 社債要項の公示

当社は、その本店および財務代理人の本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則等に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	15,000	1 引受人は本社債の全額につき、買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金27.5銭とする。
計		15,000	

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行社債(短期社債を除く。)(8年債)】

銘柄	三菱地所株式会社第115回無担保社債(担保提供制限等財務上特約無)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金15,000,000,000円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金15,000,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年0.540%
利払日	毎年3月15日および9月15日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれを付し、平成25年9月15日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月15日および9月15日の2回に各その日までの前半ケ年分を支払う。ただし、半ケ年に満たない利息を計算するときは、その半ケ年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は直前の銀行営業日にこれを繰上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息を付さない。ただし、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日から、現実に支払がなされた日または本項第(5)号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延利息を付するものとする。</p> <p>(4) 本社債の利息の支払期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または本項第(5)号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延利息を付するものとする。</p> <p>(5) 償還期日または利息の支払期日に弁済の提供がなされなかった場合、当社が本項第(3)号または第(4)号に基づく遅延利息を当該元本または未払利息に付して財務代理人に交付したときには、当社はその旨を公告する。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記((注)10.「元利金の支払」)記載のとおり。</p>
償還期限	平成33年3月15日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金については、平成33年3月15日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は直前の銀行営業日にこれを繰上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記((注)10.「元利金の支払」)記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年3月8日

申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成25年3月15日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債に担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保制限条項)	該当条項なし(従って本社債は他のすべての債権に対して劣後することがある)。
財務上の特約(その他の条項)	該当条項なし。

(注) 1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付および取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

信用格付：A1(シングルAワン)(取得日 平成25年3月8日)

入手方法：ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「信用格付事業」(http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx)の「プレスリリース」および同コーナー右上の「一覧」をクリックして表示される「プレスリリース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-5408-4100

(2) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

信用格付：AA(ダブルA)(取得日 平成25年3月8日)

入手方法：R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3276-3511

(3) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(以下「S&P」という。)

信用格付：A+(シングルAプラス)(取得日 平成25年3月8日)

入手方法：S&Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社)」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>)に掲載されている。

問合せ電話番号：03-4550-8000

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利付札に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人

(1) 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「財務代理人」という。)との間に平成25年3月8日付本社債財務代理契約証書(以下「財務代理契約証書」という。)を締結し、財務代理契約証書に定める本社債の財務代理事務を財務代理人に委託する。

- (2) 財務代理人は、財務代理人たる地位に基づき、社債権者との間にかなる代理関係または信託関係を有するものではなく、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わない。
- (3) 当社が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告し、公告した日から30日の経過期間を経てこれを行うことができる。
- (4) 本社債の社債権者が本社債の社債要項に基づき財務代理人に届け出または請求を行う場合には、財務代理人の本店に対してこれを行うものとする。
- (5) 当社は、その本店および財務代理人の本店に財務代理契約証書の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

5. 発行代理人および支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

6. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額についてただちに期限の利益を喪失する。
当社が別記「利息支払の方法」欄第1項記載の規定に違背し、支払期日の翌日から5銀行営業日以内にその履行をしないとき。
当社が本社債以外の社債または社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または期限（猶予期間がある時はその満了時）が到来してもその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
当社以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
ただし、当該保証債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、もしくは特別清算開始の命令を受けたとき。
- (2) 本（注）6. 第(1)号の規定により本社債についての期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を公告する。
- (3) 本（注）6. 第(1)号 ないし の規定により本社債についての期限の利益を喪失した場合、当社は期限の利益を喪失した本社債の元金および遅延利息を財務代理人に交付し、ただちにその旨を公告する。
- (4) 期限の利益を喪失した本社債の元金は、ただちに支払われるものとする。
当該元本について、直前の利息支払期日の翌日から、現実に支払がなされた日または本（注）6. 第(3)号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による経過利息を付するものとする。
ただし、期限の利益喪失日にただちに弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本および期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実に支払がなされた日または本（注）6. 第(3)号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日（ただし、本（注）6. 第(1)号 の規定による場合は、現実に支払がなされた日）まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延利息を付するものとする。

7. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告によりこれを行うものとする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙にこれを掲載する。

8. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の総額（償還済みの額を除く、また、当社が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当る本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面（本（注）2.ただし書に基づき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券）を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (3) 本（注）8.第(1)号および第(2)号にともなう事務手続については、当社は財務代理人にその事務を委託する。
- (4) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (5) 本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。本（注）8.第(1)号ないし第(4)号の規定は、本（注）8.第(5)号の社債権者集会について準用する。

9. 社債要項の公示

当社は、その本店および財務代理人の本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則等に従って支払われる。

4【社債の引受け及び社債管理の委託（8年債）】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	15,000	1 引受人は本社債の全額につき、買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金35銭とする。
計		15,000	

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
30,000	111	29,889

(注) 上記金額は、第114回無担保社債および第115回無担保社債の合計金額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額29,889百万円は、平成25年3月末までに全額運転資金に充当する予定です。なお、具体的な内容や使途別の金額については資金繰りの状況等に応じて決定する予定であり、現時点では未定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第108期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
平成24年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第109期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）
平成24年8月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第109期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）
平成24年11月13日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第109期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）
平成25年2月14日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年3月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成24年7月2日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年3月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を平成24年8月2日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年3月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成24年8月2日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年3月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を平成24年12月3日に関東財務局長に提出

9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年3月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を平成25年2月25日に関東財務局長に提出

1 0 【訂正報告書】

訂正報告書（上記7 臨時報告書の訂正報告書）を平成24年 8 月20日に関東財務局長に提出

1 1 【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年 2 月21日に関東財務局長に提出

1 2 【訂正報告書】

訂正報告書（上記2 四半期報告書の訂正報告書）を平成25年 2 月21日に関東財務局長に提出

1 3 【訂正報告書】

訂正報告書（上記3 四半期報告書の訂正報告書）を平成25年 2 月21日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成25年 3 月 8 日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

三菱地所株式会社本店

（東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目 8 番20号）

三菱地所株式会社横浜支店

（横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号）

三菱地所株式会社名古屋支店

（名古屋市中区栄二丁目 3 番 1 号）

三菱地所株式会社大阪支店

（大阪市北区天満橋一丁目 8 番30号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。